

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和5年3月31日

金曜日

号外(14)

目次

規則	
○富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則	1

~~~~~

## 規則

~~~~~

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第26号

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前払金請求書（様式第1号）に」を削り、「保証事業会社」の次に「（第5項及び第6条第2項において「保証事業会社」という。）」を加え、「及び」を「を知事に寄託し、前払金請求書（様式第1号）に」に改め、同条第2項中「受注者は、」の次に「中間前金払に係る保証証書を知事に寄託し、」を加え、「に中間前金払に係る保証証書を添えて」を「を」に改め、同条第3項中「提出する」を「寄託する」に、「提出部数」を「部数」に改め、同条に次の1項を加える。

5 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（第6条第2項において「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、知事が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第6条中「提出する」を「寄託する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第9条第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(管 理 課)